

マイルスマイル定期預金規定

お客様へ

マイルスマイル定期預金はこの規定書の各条文ならびに四国八十八カ所支店ご利用規定および WithYouNet ご利用規定によりお取り扱いいたしますので、ぜひご一読いただきたくご案内申し上げます。

なお、この預金は預金保険の対象となります。

マイルスマイル定期預金規定

1. (商品性)

(1) マイルスマイル定期預金（以下「この預金」といいます）は、JALマイレージバンク会員（以下「JMB会員」といいます）のお客様を対象とし、お預け入れ金額1万円につき1マイルを付与します。1万円未満の金額はマイル付与の対象外となります。

(2) この預金の詳しい商品性については、当行所定の商品説明書等によりご確認ください。

注) この預金は、市場環境等により、お取扱を中止することがありますのでご注意ください。

2. (ご利用いただける方)

この預金は JMB 会員のお客様のみご利用いただけます。

お預け入れに際し、当行所定のホームページ上で指定する登録フォームから「JMB お得意様番号」の登録手続きが必要となります。

3. (お預け入れ金額)

この預金のお預け入れ金額は、1口100万円以上1,000万円未満で1円単位とし、他の定期預金と合わせておひとり様100口までお預け入れできます。この預金のお預け入れ総額の上限は5,000万円未満となります。

4. (通帳等)

(1) この預金は通帳、または証書の発行はいたしません。

(2) 預金の利率・預入期間・満期日の取扱等は、WithYouNet により提供されるインターネットバンキングを利用してご確認ください。

5. (預入期間)

この預金の預入期間は、1年とします。

※満期後この預金として自動継続します。

6. (取扱店の範囲等)

(1) この預金の預け入れ、解約または書替継続は、当行四国八十八カ所支店（以下「当店」といいます）のみで取り扱います。

(2) この預金の預け入れは、四国八十八カ所支店普通預金からの預け入れのみ取り扱います。

7. (利息)

この預金は、預入日の当行ホームページに表示された利率を適用します。この利率を以下「約定利率」といいます。

この預金の利息は、複利（以下「複利型」といいます）のみで 1 年を 365 日として、日割りで次の算式により計算し、円未満は切り捨てます。

利息は、元金、預入期間（預入日から満期日の前日までの日数）および約定利率によって 6 ヶ月複利の方法で計算し、第 8 条 (2) により取り扱います。

8. (満期日の取扱)

(1) この預金は、預け入れ時に自動継続（元利継続または元金継続）のいずれかを選択してください。

(2) 自動継続は、次により取り扱います。

- a. 元利継続を選択した場合は、満期日に利息を元金に組み入れのうえ、従前と同一の預入期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
- b. 元金継続を選択した場合は、満期日に利息を四国八十八カ所支店普通預金に入金のうえ、元金を従前と同一の預入期間のこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様に自動的に継続します。
- c. 利率は、継続日における当行のホームページに表示された金額および預入期間に応じた利率を適用します。

9. (満期前解約と利息清算)

(1) この預金は、当行がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて、この預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、元金、預入期間（預入日から解約日の前日までの日数）および「満期日前解約利率」によって 6 ヶ月複利の方法で計算し（円未満は切り捨てます。）元金とともに四国八十八カ所支店の普通預金に入金する方法により支払います。

(3) 中途解約利率は預入期間に応じて、以下のとおりとします。（小数点第 4 位以下切り捨て）

預入期間	解約利率
6 か月未満	解約日の普通預金利率
6 か月以上 1 年未満	A、B のいずれか低い方 【A】 約定利率×50% 【B】 預入日当日のスーパー定期 6 か月もの当行店頭表示利率×95% ※ A、B で算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。

※店頭表示利率は、愛媛銀行ホームページ（四国八十八カ所支店を除く）の預金金利に表示している利率とします。

1 0.（一部支払）

この預金は、元利金の一部支払いはできません。

1 1.（譲渡、質入れの禁止）

この預金は、譲渡または質入れすることはできません。

1 2.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために担保権が設定されている場合にも同様の取扱とします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - a. 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - b. 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
 - c. 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - a. この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - b. 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱については当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 3.（規定の変更）

- (1) この規定は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、ひめぎん預金関連規定集等により取扱います。

以 上

(2020年4月1日現在)